## 所得の種類と所得金額の計算方法

所得は次の10種類に分けられ、それぞれの所得について所得金額の計算方法が定められています。

所得の種類		所得金額の計算方法	備考
1 利子所得	預貯金や公社債の利子	収入金額	*1
2 配当所得	株式や出資の配当など	収入金額-元本取得のための負債の利子	* 2
3 不動産所得	地代、家賃など	収入金額-必要経費	
4 事業所得	商工業、農業など事業から生じる所得	総収入金額-必要経費	
5 給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額一給与所得控除額(*4)	
6 譲渡所得 (長期·短期)	資産の譲渡による所得 (土地・建物等や株式等の譲渡は、下記参照)	収入金額一(取得費・譲渡費用)一特別控除額(最高50万円)	長期譲渡所得は、1/2が課税対象
7 一時所得	クイズの賞金、生命保険契約の一時金など	総収入金額-収入を得るために支出した金額-特別控除額(最高50 万円)	1/2が課税対象
8 雑所得	他の所得にあてはまらないもの(公的年金、その他)	次の①と②の合計額 ①公的年金等:収入金額一公的年金等控除額 ②その他:総収入金額一必要経費	
9 山林所得	山林(立木)の伐採や譲渡による所得	総収入金額一必要経費一特別控除額(最高50万円)	
10 退職所得	退職手当、一時恩給など	(収入金額-退職所得控除額)×1/2	
● 土地建物等の譲渡所得 (土地、建物などの譲渡による所得)		総収入金額一(取得費+譲渡費用)	
● 株式等に係る譲渡所得等 (株式などの譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得)		総収入金額ー(取得費+その他の費用)ー控除額	*3
● 先物取引等に (商品や有価証	係る雑所得等 券などの先物取引による事業所得又は雑所得等)	総収入金額-差金等決済に要した委託手数料その他の経費	

<sup>※</sup> 山林所得、退職所得、土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得、先物取引等に係る雑所得等については、他の所得と区分して課税(分離課税)し、これら以外の所得については、それぞれの所得を合算して課税(総合課税)するのが原則です。(ただし、\*1~3にご留意ください。)

- \*1 利子所得は原則、県民税利子割又は県民税配当割として特別徴収されますが(分離課税)、外国の銀行等の預貯金の利子や、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の株 主等が受け取るものについては、総合課税されます。
- \*2 県民税配当割が課税される上場株式等の利益の配当、公募株式投資信託等の収益の分配で申告不要としたもの及び申告して分離課税を選択したものを除き、総合課税されます。
- \*3 源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得は、県民税株式等譲渡所得割として課税され、申告不要としたものを除き、分離課税されます。

## \*4 給与所得控除額

給与収入の金額	控除額	
1,625,000円以下	55万円	
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40% - 10万円	
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30% + 8万円	
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20% + 44万円	
6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額×10% + 110万円	
8,500,000円超	195万円	

次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

適用対象者	控除額
給与等の収入金額が850万円を超える者で次の いずれかに該当する場合	(給与等の収入金額-850万円)×10%
ア 本人が特別障害者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは 扶養親族を有する	※給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、 1,000万円から850万円を控除した金額に10%を 乗じる。
給与所得控除後の給与等の金額(A)及び公的 年金等に係る雑所得の金額(B)がある給与所 得者で、その合計額が10万円を超える者	(A+B)-10万円 ※最大10万円を給与所得から控除する。